

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 3 月 31 日

株式会社 JSecurity

代表取締役社長 今村 誉一

問合せ先： 取締役経営管理部長 小林 拓矢

(03) 4567 - 2823

URL <https://www.jsecurity.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「すべては日本のセキュリティのために」をミッションに掲げ、長期継続的に企業価値を高めることを目指し、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリーディスクロージャーを徹底することにより、株主やお客様など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しております。この実現には、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が不可欠であり、そのための権限と責任の明確化や情報伝達の迅速化、情報管理体制の強化及び更なる経営の効率化など、経営組織体制の整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 JIRAN JAPAN	1,169,300	42.93
今村 誉一	249,900	9.17
CheckMAL, Inc.	240,000	8.81
姜 玟在	200,000	7.34
株式会社 JSecurity (注)	171,500	6.30
santec Japan 株式会社	150,000	5.51
LEE SU JEONG	150,000	5.51
Central Adventure Contents Investment Fund	110,400	4.05
株式会社サテライトオフィス	106,800	3.92
PARK DOO YONG	75,000	2.75

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

(注) 大株主のうち、株式会社 JSecurity は自己株式であります。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、その取引に合理性があるか、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意し、当社取締役会での承認により行う方針としており、当社及び少数株主に不利益とならないよう適切に対応してまいります。
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の数	3名以内
監査役の数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的な会合を持ち、相互の監査計画の共有及び監査結果等について説明、報告を行い、相互に連携を図り、監査の品質向上に努めております。
--

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金澤 史英	他の会社の出身者													
佃 友貴	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
金澤 史英	—	—	上場会社の経験者であり、専門的見識と豊富な経験に基づき、独立かつ中立な立場から客観的に監査していただくことを期待し、社外監査役に選任しております。
佃 友貴	—	—	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していること、及び上場会社の役員を現任しており豊富な業務経験を有していることから、ガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能を期待し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	—
その他独立役員に関する事項	
—	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役にストックオプション制度を導入しております。これは取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役会の審議を経て承認されたものです。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社の取締役に對し、金銭の払い込みを要する新株予約権を割り当てるものであります。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬については、株主総会で定められた総額の範囲内で、取締役会が決定しています。 取締役の職務内容・責任・業績などを総合的に勘案し、固定報酬を基本として支給しています。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役とは、日常的に情報の共有を行い、重要な案件については取締役会開催前に事前報告等を行い、情報の齟齬がないように努めております。また、面談等も実施し情報共有及び経営方針の共有も欠かさず行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会 当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。 取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。 取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。 また、監査役2名が取締役会に出席し、適宜意見を述べるとともに、経営に対する適正な牽制機能が果たされております。 ロ. 監査役 当社の監査役協議会は、監査役2名（うち社外監査役2名）で構成されております。 監査役は、監査役協議会規則に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。 ハ. 会計監査 当社は、有限責任パートナーズ総合監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第116条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は鈴木努氏、山口純平氏の2名であり、いずれも継続監

査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名その他5名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

二. リスク管理委員会

当社は、リスク管理規程に基づき、全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会は3か月に1回開催され、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から意見を聴衆したうえで、経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案検討のための時間を十分に確保できるように、株主への株主総会招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	3月に株主総会を開催しておりますが、より多くの株主が出席しやすいように、他社の集中日を回避した株主総会を設定できるよう検討しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき課題であると認識しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報等についても掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	当社は、現時点では IR 専任部署を設置しておりませんが、法令および証券取引所の規則に基づく適時開示は経営管理部にて対応しています。今後、事業規模拡大や株主・投資家との対話の重要性の高まりに応じて、IR 専任部署または専任担当者の設置を検討してまいります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしています。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題であると認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し、法令および証券取引所規則に基づく適時適切な情報開示を行うとともに、透明性・公平性・継続性を確保することを基本方針としています。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの構築が重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業の社会的責任を果たすため、反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを基本方針としています。「反社会的勢力対策規程」を整備し、全役職員に周知徹底しています。

Ⅴ. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

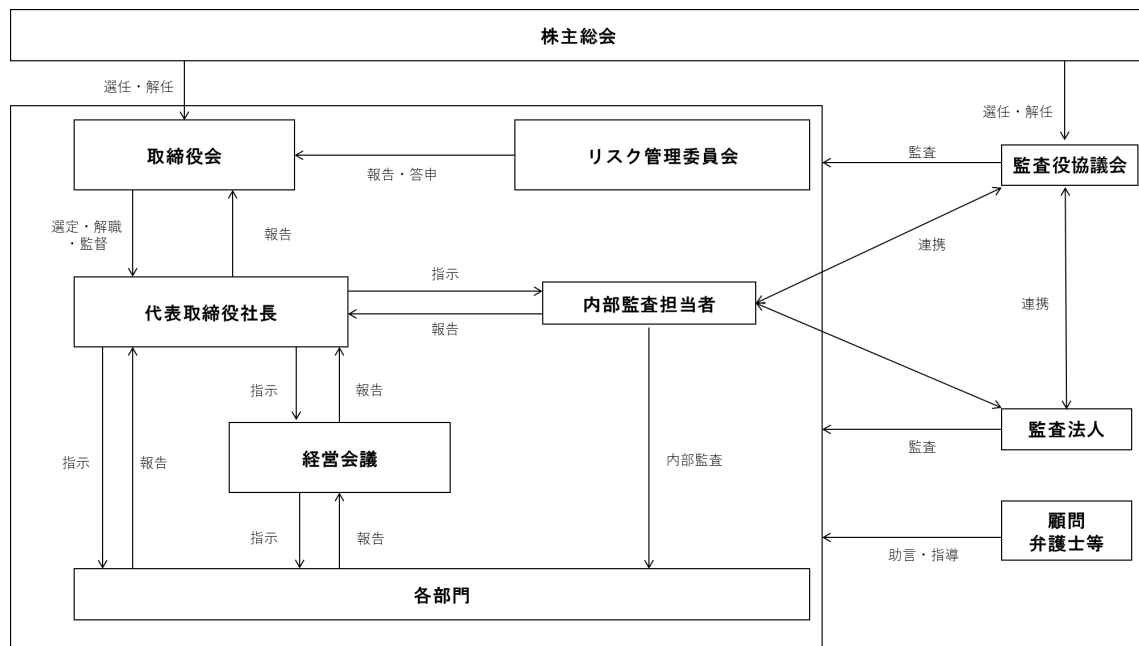
該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

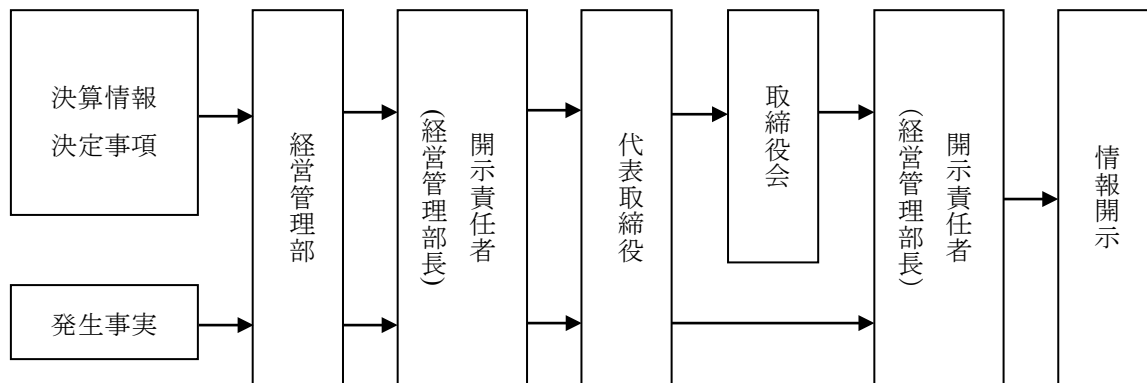
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上